

新 旧 対 照 表

(新)

平成 28 年度高知県中山間地域等訪問看護サービス確保対策事業費補助金
交付要綱 (抜粋)

第 1 条 ～ 第 11 条 略

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、同年3月25日から施行する。
- 2 この要綱は、平成29年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条第6号から第11号まで、第9条第3項及び第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。
- 3 略

附 則

- 1 この要綱は、平成29年1月5日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

別表第 1 (第 3 条関係)

1 種別	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
1 訪問看護師の派遣調整を行う体制整備	32,375,000 円	(略)	定額
2 遠隔地域への訪問看護師派遣に係る不採算分の一部負担		(略)	定額

別表第 2 (第 5 条—第 7 条関係) 略

別記 略

(旧)

平成 28 年度高知県中山間地域等訪問看護サービス確保対策事業費補助金
交付要綱 (抜粋)

第 1 条 ～ 第 11 条 略

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、同年3月25日から施行する。
- 2 この要綱は、平成29年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条第6号から第11号まで、第9条第3項及び第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。
- 3 略

別表第 1 (第 3 条関係)

1 種別	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
1 訪問看護師の派遣調整を行う体制整備	26,375,000 円	(略)	定額
2 遠隔地域への訪問看護師派遣に係る不採算分の一部負担		(略)	定額

別表第 2 (第 5 条—第 7 条関係) 略

別記 略